

小児慢性特定疾病をもつお子さまと保護者のみなさまへ

# 療養生活ガイドブック

— 関係する制度等のご案内 —



大分市保健所 保健予防課

TEL 097-535-7710

この「療養生活ガイドブック」は、患者・ご家族のみなさまに、  
小児慢性特定疾病医療費助成制度や相談窓口などを分かりやすく  
紹介し、安心して療養生活を送っていただけるよう作成しました。  
本人やご家族、関係機関の方々にご活用いただければと思います。

## ●利用上の注意

この「療養生活ガイドブック」は2023年12月現在の内容で編集しています。

法律等の改正で、記載されている内容に変更が生じる場合があります。

また、お子さまのご病気の状態や障がいの状況、保護者や世帯の収入の  
状況等によっては該当しない場合があります。

詳しくはそれぞれの担当課までお問い合わせ下さい。



# 目 次

ページ

<b>I 小児慢性特定疾病医療費助成について</b> .....	1
1 対象者	
2 対象疾病	
3 新規申請に必要なもの	
4 申請場所	
5 医療費の自己負担額	
6 医療費助成の範囲	
7 医療費助成が受けられる医療機関	
8 認定される期間	
9 受給者証の使用方法	
10 小児慢性特定疾病医療費自己負担上限月額管理票	
11 変更申請	
●小児慢性特定疾病重症患者認定について	
12 再交付申請	
13 返還届	
14 転入申請	
15 小児慢性特定疾病児童手帳	
<b>II 子育て・障害福祉・教育 などの主な制度やサービスについて</b>	
<b>1 医療費について</b> .....	9
〈1〉子ども医療費助成	
〈2〉自立支援医療（育成医療）	
〈3〉障害者医療費の助成	
〈4〉ひとり親家庭等医療費助成	
〈5〉特定医療費（指定難病）助成	
<b>2 手帳・手当などについて</b> .....	11
〈1〉児童手当	
〈2〉児童扶養手当	
〈3〉障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）	
〈4〉大分市障害者福祉手当（市の制度）	
〈5〉障害児福祉手当（国の制度）	
〈6〉特別児童扶養手当（国の制度）	
〈7〉心身障害者扶養共済制度	
〈8〉障害基礎年金（国の制度）	
<b>3 療養生活に役立つサービスなどについて</b>	
<b>〈1〉日常生活用具・補装具等が必要なとき</b> .....	14
（1）補装具の購入および修理	
（2）斜視・弱視児童矯正眼鏡購入費等の助成	

# 目 次

ページ

- (3) 軽度・中度聴覚障がい児補聴器購入費等の助成
- (4) 日常生活用具・居宅生活動作補助用具の給付
- (5) 住宅設備改造費の補助
- (6) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
- (7) 非常用電源購入費の補助
- (8) 小児慢性特定疾病児童等付き添い支援事業

## 〈2〉子育て支援に関すること ..... 21

- (1) 子育てファミリー・サポート・センター
- (2) 保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園の利用について
- (3) 医療的ケア児教育・保育事業
- (4) 一時的に子どもを預けたいとき（一時預かり、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ））
- (5) 指定ごみ袋の減免制度について（家庭ごみ有料化に伴う負担軽減措置）

## 〈3〉障害福祉に関すること ..... 25

- (1) 減免制度など
  - ①所得税、市民税・県民税等の所得控除 ②NHK放送受信料の減免 ③携帯電話基本使用料等の割引
- (2) 交通機関に関すること
  - ①自動車の税金等に関する減免・割引 ②タクシー利用券の交付
  - ③タクシー・バス・JR・航空・船舶運賃の割引
- (3) 「障害者総合支援法」等の障害福祉サービス ..... 28  
＜障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾患）＞
- (4) その他のサービス
  - ①児童福祉法による障がい児の通所支援事業 ②大分市地域療育等支援事業 ③おもちゃライブラリー

## 〈4〉就学や就労に関すること ..... 31

- (1) 就学相談、教育に関する相談 (2) 大分市相談支援ファイル「つながり」
- (3) 大分市特別支援教育メディカルサポート事業 (4) ハローワークでの就労支援

## 〈5〉その他（小慢受給者証をお持ちの方が利用できるサービスについて） ..... 32

- (1) 大分あったか・はーと（駐車場利用制度）
- (2) 大分県ヘルプマーク・ヘルプカード

## Ⅲ 災害の備え ..... 33

- 1 わが家の防災マニュアル
- 2 避難行動要支援者対策事業
- 3 日頃からの備え
- 4 災害用伝言板&災害用伝言ダイヤル

## Ⅳ 関係機関（相談・申請窓口）連絡先一覧 ..... 37

## ◆大分県で活動している小児慢性特定疾病・指定難病の患者会・親の会など ..... 41

# I 小児慢性特定疾病医療費助成について

小児慢性特定疾病児童等（小児慢性特定疾病※1に罹患している児童）について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

※1：小児慢性特定疾病とは、18歳未満の子どもの疾病のうち、以下の4つの項目を満たしていると厚生労働大臣が認定した疾病のことを指します。

- ・慢性に経過する疾病であること
- ・生命を長期に脅かす疾病であること
- ・症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- ・長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

## ●申請手続きの流れ

- ①お子さんが医療機関にて小児慢性特定疾病と診断されたら…
- ↓
- ②小児慢性特定疾病指定医に【医療意見書】の記載を依頼します。
- ↓
- ③必要な書類を添え、申請窓口へ提出してください。(P 2 参照)
- ↓
- ④大分市小児慢性特定疾病審査会にて認定された場合は、【小児慢性特定疾病医療受給者証】が発行されます。
- ↓
- ⑤指定医療機関で【小児慢性特定疾病医療受給者証】を提示することで、医療費助成が受けられます。

## 1 対象者

新規申請は18歳未満（誕生日の前々日まで）で、指定医療機関に通院・入院する小児慢性特定疾病の患者です。ただし、満18歳に達する前から引き続き小児慢性特定疾病医療費助成を受けている方は、20歳の誕生日の前日まで助成可能です。

## 2 対象疾病

16疾患群 788疾病（令和5年12月1日現在）

- ①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病
- ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患
- ⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患

（対象疾病の一覧及びそれぞれの疾病ごとに定められた疾病の状態の程度については、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ <http://www.shouman.jp/>をご覧ください。）

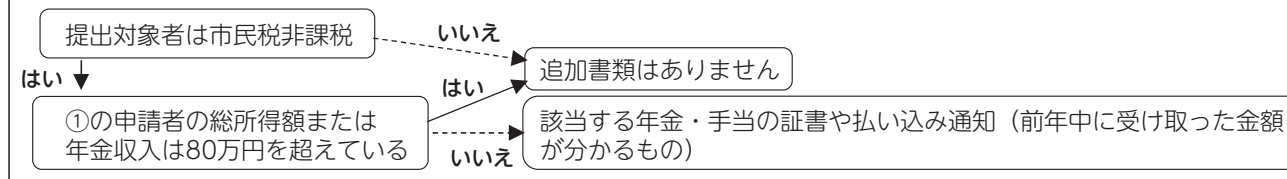
### 3 新規申請に必要なもの

①	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	所定の様式は申請窓口にあります。市のホームページからもダウンロード可能です。
②	小児慢性特定疾病医療意見書	様式は病院にあります。作成は【小児慢性特定疾病指定医】に依頼してください。 ※令和6年4月1日から成長ホルモン治療用意見書は不要となります。
③	健康保険証	受診者の加入する医療保険によって提出対象者が異なります。 { 国保(市町村・国保組合)…国保に加入する家族の方全員分 { 協会けんぽ・健保組合・共済…小児慢性特定疾病の受診者の分
④	同意書	所定の様式は申請窓口にあります。医療保険者への情報提供依頼を行うためのものです。
⑤	障害年金・特別児童扶養手当等に関する調書	所定の様式は申請窓口にあります。 ※必要な書類を添付(下段の★参照)
⑥	個人番号(マイナンバー)	通知カード、個人番号カード、個人番号付きの住民票のいずれか。 ※申請者・受診者・受診者と同一医療保険に加入している家族全員分
⑦	窓口に来られる方の本人確認ができるもの	運転免許証、パスポート等、官公署発行の顔写真付のもの。 (※顔写真が無いものは2種類以上をご用意ください。)

#### 【該当する方のみ提出】

⑧	生活保護受給中の方	生活保護診療依頼証
⑨	血友病の方	特定疾病療養受療証 ※未取得の場合は医療保険者に申請し、1カ月以内に提出してください。
⑩	重症患者認定申請	認定基準(P7参照)に該当する場合は主治医と相談の上、 <b>重症患者認定申請書</b> を提出 添付書類：小児慢性特定疾病医療意見書、障害年金証明書、身体障害者手帳のうち認定基準が確認できるもののいずれか
⑪	人工呼吸器等装着者申請	認定基準に該当する場合は主治医と相談の上、 <b>人工呼吸器等装着者申請書</b> と主治医に記入してもらった <b>人工呼吸器等装着者申請時添付書類</b> を提出
⑫	同一医療保険世帯に指定難病や小児慢性特定疾病医療費助成の受給者がいる場合	その方の <b>健康保険証と受給者証</b>

#### ★⑤障害年金・特別児童扶養手当等に関する調書の追加書類について



### 4 申請場所

受付時間：月～金（祝日、および年末年始は除く）午前8時30分～午後5時15分

大分市保健所2階 保健予防課 管理担当班  
〒870-8506 大分市荷揚町6番1号  
電話 535-7710 (直通)

東部保健福祉センター(鶴崎市民行政センター内)  
〒870-0103 大分市東鶴崎1丁目2番3号

西部保健福祉センター(植田市民行政センター内)  
〒870-1155 大分市大字玉沢743番地の2



## 5 医療費の自己負担額

児童の加入する医療保険と同一の医療保険世帯の市民税額等に応じて一部医療費の自己負担があります。同一医療保険世帯内に指定難病や小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者がいる場合は、按分されます。なお、階層区分Ⅱ～Ⅵ区分の方は、上記の自己負担とは別に入院時の食費の1/2が自己負担となります。

※金額は1か月の自己負担上限額です。病院・診療所、薬局、訪問看護の窓口で、自己負担額の合計がその月の上限に達するまで支払います。なお、薬局は処方箋発行日ではなく、調剤日で月額を計算します。

階層区分	自己負担上限額（患者負担割合：2割、外来+入院）		
	一 般	重症患者 （※1）	人工呼吸器等装着者 （※2）
I	生活保護等		
II	低所得Ⅰ （～80万円）		500
III	低所得Ⅱ （80万円超～）		
IV	一般所得Ⅰ（～市町村民税 7.1万円未満）	5,000	
V	一般所得Ⅱ（～市町村民税 25.1万円未満）	10,000	
VI	上位所得（市町村民税 25.1万円以上）	15,000	10,000
入院時の食事療養費		1/2自己負担	

単位：円

※1 重症患者とは、**高額な医療が長期的に継続する方**（受給者が認定を受けた月から12か月以内に小児慢性特定疾病医療費助成にかかる医療費の総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合）、または、**重症患者認定基準**（P7参照）**のいずれかに該当する方**。

※2 人工呼吸器等装着者とは、人工呼吸器、体外式補助人工心臓、埋め込み式補助人工心臓の使用の必要性が医療意見書の疾病によって生じており、「食事」「更衣」「移乗・屋内での移動」「屋外での移動」の全ての項目において介助が必要な方。さらに人工呼吸器においては、気管切開口を介した人工呼吸器または、鼻マスクや顔マスクを介した人工呼吸器を使用している方で、一日中装着し、かつ、離脱の見込みのない方。

小児慢性特定疾病医療費の自己負担額分については、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、及び障害者医療費助成を適用できますので、各制度の受給者証も一緒に病院等の窓口で提示してください。

なお、県外の医療機関で自己負担額を支払った場合、子ども医療費助成（またはひとり親家庭等医療費助成）対象となる方は、子ども医療費（またはひとり親家庭等医療費）償還払いの申請ができます。

## 6 医療費助成の範囲

小児慢性特定疾病医療受給者証に記載されている小児慢性特定疾病及び当該小児慢性特定疾病に付随して発生する傷病に関する医療（所得等に応じて一部自己負担があります）、診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置、手術およびその他の治療、訪問看護（基本利用料）、入院時の食事療養費、移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る）

※医療保険が適用されないもの（文書料、差額室料、治療用装具等）については、医療費助成の対象になりません。

## 7 医療費助成が受けられる医療機関（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）

各都道府県、政令指定都市又は中核市が指定している医療機関で使用できます。指定医療機関は各都道府県、政令指定都市又は中核市のホームページでご確認ください。

なお、受診の際は、小児慢性特定疾病医療受給者証と自己負担上限月額管理票（P5参照）を医療機関の窓口へ提示してください。

（自己負担額が0円の方は、自己負担上限月額管理票はありません。）

## 8 認定される期間

新規で認定された場合は、小児慢性特定疾病指定医の診断日が認定開始日となります。

（原則、申請日から1か月の遡りが可能です。）

認定期間は、認定開始日が1月～3月の場合は当年9月末まで、4月以降の場合は翌年9月末までとなります。

**※認定期間終了後も引き続き医療費助成を受ける場合は、認定期間が終了するまでに更新の手続きが必要です。**

**毎年5月末頃、更新案内を個別に郵送します。更新案内に必要な書類や受付締切日を記載しています。**

**認定期間終了後の再申請は新規申請となります。医療費助成の継続を希望する場合は、早めの更新申請をお願いします。**18歳以上の方は、認定期間終了後の更新申請は受付できない場合があります。医療費助成を20歳の誕生日の前日まで受けるには、更新申請が毎年必要です。

### ●小児慢性特定疾病以外の医療費助成について

終了後は他の医療費助成制度で助成を受けられる場合があります。ただし、他の制度は当制度と助成内容や認定基準が異なります。他の制度で助成を受けるためにはそれぞれの制度に申請し、認定を受ける必要があります。詳細につきましては、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。

- ・ **障害者医療費の助成**（P10参照）…大分市障害福祉課 電話：537-5786
- ・ **自立支援医療の給付（更生医療）、（精神通院、てんかんの方も含む）**  
…大分市障害福祉課 電話：537-5786
- ・ **特定医療費（指定難病）の助成**（P10参照）  
…大分市保健所保健予防課 電話：535-7710
- ・ **先天性血液凝固因子障害等（血友病等）治療研究事業**  
…大分県健康づくり支援課 電話：506-2677



## 9 受給者証の使用方法

小児慢性特定疾病医療受給者証			
公費負担者番号	5244***		
受給者番号	*****		
フリガナ	** **		
受診者	氏名	① ** **	
	生年月日	平成〇年〇月〇日	
	住所	大分市*****	
保険者	*****		
被保険者証の 記号・番号	****	****	適用区分 ウ
	氏名		続柄 父
保護者	住所		
主疾患群	*****		
疾病名	② *****		
負担上限額	③ 月額	2,500円	階層区分 IV
	重症患者認定	-	受診者と同じ保険世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給
高額かつ長期	該当		
人工呼吸器等装着者	-		
指定医療機関			
④ 各都道府県、政令指定都市または中核市が指定した指定医療機関			
附記事項 入院時の食費は標準負担額の1/2を自己負担			
⑤			
有効期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年9月30日まで		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		
大分市長 ○○ ○○○			
上記以外の疾病・医療機関では使用できません。			

- ①の本人が利用できます。
- ②に記載された病名の治療に対して有効です。
- ③本人が1か月に負担する医療費の上限額です。この額に達して以降のお支払いはありません。  
保険給付の対象外のもの（例：診断書作成費用、往診車の車代、入院の際の差額ベッド代等）については公費負担の対象になりません。
- ④各都道府県、政令指定都市または中核市が指定した指定医療機関で利用できます。  
受診する際、この受給者証に【自己負担上限月額管理票】を添えて、医療機関窓口へ提出してください。  
（自己負担額が0円の方は、【自己負担上限月額管理票】はありません。）
- ⑤に記載された期間において利用できます。有効期間の満了前に更新手続きが必要です。（更新についてP4参照）  
初回認定の翌年からは、有効期間が1年間となります。

## 10 小児慢性特定疾病医療費自己負担上限月額管理票

指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション等）にて受診の際、【小児慢性特定疾病医療受給者証】に添えて窓口へ提示してください。医療機関等で記入します。

自己負担上限額を超えた場合も記入してもらってください。（高額かつ長期の申請（P3※1参照）の証明のため）更新の際に自己負担上限額の算定に使用するためがありますので、直近12ヶ月分は保管しておいてください。

## 11 変更申請

申請書に記載した事項や、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載内容に変更が生じた場合、変更申請が必要です。  
**全ての変更申請において、下記①～③が必要です。**変更内容により別途必要な書類があります。

- ①小児慢性特定疾病医療受給者証
- ②申請者、受診者、および受診者と同一医療保険に加入しているご家族全員の個人番号（マイナンバー）の確認がとれるもの（個人番号カード、通知カード、個人番号付きの住民票）
- ③窓口へ来られる方の本人確認のとれるもの

変更内容	上記①～③のほかに必要なもの
氏名の変更	「戸籍抄本」・「住民票」・「健康保険証」・「運転免許証」のうちいずれか
住所の変更	追加書類なし ※県外へ転出の場合は直ちに返還届（P8参照）を行ってください。
加入医療保険の変更	<p>「健康保険証」「同意書（医療保険者への所得区分照会用）」</p> <p>※上記の提出対象者が市民税非課税の場合は、追加書類として  「障害年金・特別児童扶養手当等に関する調書」と、  該当する年金等がある場合は「証書」や「払い込み通知」や「通帳のコピー」</p> <p>※国保加入者については、同じ国保に加入している家族に変更があった場合も届出が必要</p>
保護者の変更	「健康保険証」「同意書（医療保険者への所得区分照会用）」
疾病の追加・変更	「医療意見書」
重症患者認定（P7参照）	<p>「重症患者認定申請書」「医療意見書」</p> <p>※対象部位が眼・聴器・上肢・下肢・体幹・脊柱・肢体の機能の場合は  「身体障害者手帳」または「障害年金証明書」</p>
高額かつ長期	「重症患者認定申請書」「自己負担上限月額管理票」
人工呼吸器等装着	<p>「人工呼吸器等装着者申請書」「医療意見書」</p> <p>「人工呼吸器等装着者申請時添付書類」</p>
按分対象者	按分対象者が増えた場合や、按分対象者の自己負担額が変わった場合 按分対象者（小児慢性特定疾病や指定難病）の「受給者証」と「健康保険証」
個人番号	個人番号が変わった場合は変更届が必要

※令和4年9月より、医療機関の追加・削除の手続きは不要です。

●小児慢性特定疾病重症患者認定について

重症患者認定を受けた場合、自己負担の上限額が、P3の表（※1）に定める額となります。

【重症患者認定基準】

- ① すべての疾病に関し、次に掲げる症状の状態のうち1つ以上がおおむね6か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象部位等	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が、上記（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

- ② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの

## 12 再交付申請（小児慢性特定疾病医療受給者証を紛失、破損等）

（届出に必要なもの）

破損の場合は破損した「小児慢性特定疾病医療受給者証」、「申請者と受診者の個人番号（マイナンバー）の確認がとれるもの」、「窓口に来られる方の本人確認のとれるもの」

## 13 返還届（疾病の治療、市外転出、受診者の死亡等）

（届出に必要なもの）

「小児慢性特定疾病医療受給者証」、「自己負担上限月額管理票」

※市外転出について

認定自治体は保護者の居住地となります。ただし、18歳以上の方は本人の居住地となります。

## 14 転入申請

- 県外からの転入…新規申請（P2参照）となり、審査会で認定後、小児慢性特定疾病指定医の診断日が認定開始日となります。申請日から1か月の遡りが可能です。
- 県内の市町村からの転入…転入月の翌月1日からの受給者証を交付します。

（届出に必要なもの）

「小児慢性特定疾病医療受給者証」、「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書」（所定の様式は申請窓口にあります。市のホームページからもダウンロード可能です。）

## 15 小児慢性特定疾病児童手帳



この手帳は、お子さんの症状が急変した場合に、その場にいる周囲の方による小児慢性特定疾病医療機関等への連絡等が速やかに行われ、また、学校生活等において関係者がお子さんの症状を正しく理解し適切な対応が図られるよう、本人の健康状態の記録やかかりつけ医療機関の連絡先等の記入をするものです。新たに小児慢性特定疾病医療費支給認定の決定を受けた方に交付しています。保護者が記入し、緊急時に備えてなるべくお子さん本人が持ち歩きましょう。

### 【手帳の主な項目】

- 小児慢性特定疾病対策について
- 本人・保護者及び関係者の連絡先
- 特記すべき事項
- 緊急時に対応すべき医療情報
- 検査の結果
- 保護者からみた健康状態の記録
- 治療・相談・指導内容の記録
- 成長の記録
- 学校との連絡事項
- 備考欄（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病の概要）
- 大分県で活動している患者会・親の会一覧

## Ⅱ 子育て・障害福祉・教育などの主な制度やサービスについて

### 1 医療費について

#### 〈1〉子ども医療費助成

##### 対象者

次の要件を満たす高校生等までの子ども（0歳～18歳到達後最初の3月31日まで）

- ・大分市に住んでいる（住民登録している）こと
- ・健康保険に加入していること

\*生活保護受給者は対象となりません。

##### 助成内容

対象年齢	対象となる医療費	一部自己負担金
0歳から小学校就学前 (小学校に入学する年の3月31日まで)	入院・通院・歯科・調剤	なし
小・中学生 (15歳到達後最初の3月31日まで)	入院・調剤	なし
	通院・歯科	【市町村民税課税世帯】 1医療機関につき1日500円まで（月上限4回） ※5回目以降は、一部自己負担金なし 【市町村民税非課税世帯】 なし
高校生等 (18歳到達後最初の3月31日まで)	入院・調剤	なし（令和6年4月診療分～）
	通院・歯科	1医療機関につき1日500円まで（月上限4回） ※5回目以降は、一部自己負担金なし （令和6年4月診療分～）

##### ●助成が受けられないもの

- ①健康保険が適用できないもの（健康診断・予防接種料・薬の容器代・室料差額など）
- ②入院時の食事に係る費用の自己負担分（食事療養費標準負担額）
- ③選定療養費（200床以上の医療機関へかかる場合の紹介状なしの初診料等）
- ④交通事故など第三者行為による傷病

\*下記の場合は、償還払いとなります。

- ①県外の医療機関
- ②県内の医療機関で受給資格者証を提示せず、健康保険証のみで受診したとき
- ③健康保険証を使用しなかったとき
- ④治療用補装具（コルセット・関節用装具・小児弱視等の治療用眼鏡など）をつくったとき

小慢受給者証に記載された自己負担上限額は、子ども医療費助成の対象になります。

県外の医療機関で自己負担上限額を支払った場合は、子ども医療費助成の償還払いの申請ができます。

##### 問い合わせ先

大分市 子育て支援課 電話：537-5796

#### 〈2〉自立支援医療（育成医療）

##### 対象者

視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・肢体・内部の障がいがある、又はそのまま放置すると将来障がいを残す疾患があり、確実な治療効果が期待できる18歳未満の児童

- 〔 \*治療等を開始するまでに申請が必要です。 \*指定医療機関での治療が対象になります。 〕
- 〔 \*所得制限があります。 〕

##### 助成内容

指定医療機関での治療等の費用（原則1割負担）

##### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786



### 〈3〉 障害者医療費の助成

#### ● 障害者医療証の交付申請

##### 対 象 者

大分市内に住民登録があり、以下の障害等級に該当する人（所得制限あり）

- ①身体障害者手帳 1級・2級・3級
- ②療育手帳 A1・A2・B1・B2
- ③精神障害者保健福祉手帳 1級

〔\*ただし、生活保護受給中の方、または、ひとり親家庭等医療費助成を受給中の児童は申請できません。〕

##### 助 成 内 容

ひと月に同一の医療機関で1,000円以上の医療費を支払った場合、その自己負担額（保険診療分）を助成します。（ただし、高額療養費や付加給付金に該当する部分は差し引きます。）

##### 問 い 合 せ 先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

### 〈4〉 ひとり親家庭等医療費助成

##### 対 象 者

- ①ひとり親家庭の親
- ②ひとり親家庭の児童
- ③父母のない児童

〔\*所得制限があります。  
\*児童とは18歳に達する日以後最初の3月31日までの人〕

##### 助 成 内 容

対 象 者	対象となる医療費	一部自己負担金
母または父	入 院	1 医療機関につき1日500円（月14日まで） （15日目以降については一部自己負担金なし）
	通 院	1 医療機関につき1回500円（月4回まで） （5回目以降については一部自己負担金なし 自己負担額が500円に満たないときは当該額）
	調 剤	なし
児 童	入院・通院・調剤	なし

\* 助成対象外となるものの例：予防接種料、健康診断料、入院時食事療養費、初診料加算など

##### 問 い 合 せ 先

大分市 子育て支援課 電話：537-5796

### 〈5〉 特定医療費（指定難病）助成

##### 対 象 者

指定難病の対象疾患（341疾患）と診断された人（令和6年4月1日現在）

##### 助 成 内 容

受給者証に記載されている疾患及び当該疾患に付随して発現する症病に対する医療費  
〔\*所得等に応じて一部自己負担があります。〕

##### 問 い 合 せ 先

大分市保健所 保健予防課 電話：535-7710



## 2 手帳・手当などについて

### 〈1〉 児童手当

#### 対象者

中学校修了までの児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人）<sup>※1</sup>を養育している人（父・母など）のうち児童の生計を維持する程度の高い人

※1 令和6年10月分手当より高校生年代までの児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人）に拡充予定です。

#### 支給額 ※2

児童の年齢	月額（～R6.9月分手当）	月額（R6.10月分～手当）
0～3歳未満	一律15,000円	15,000円 （第3子以降は30,000円）
3歳～小学生	10,000円 （第3子以降は15,000円）	10,000円 （第3子以降は30,000円）
中学生	一律10,000円	
高校生	—	

※2 令和6年9月分手当まで、児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、左表にかかわらず特例給付として児童1人あたり月額5,000円を支給、所得上限限度額以上の場合は、手当の支給がありません。また、令和6年10月分手当より、所得による手当額の制限は撤廃される予定です。

#### 問い合わせ先

大分市 子育て支援課 電話：537-5793

### 〈2〉 児童扶養手当

#### 対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の児童）を育てている母子家庭の母または父子家庭の父または養育者

#### 支給額

対象児一人の場合：月額45,500円～10,740円（令和6年4月以降）

二人目には月額10,750円～5,380円を加算し、三人目以降は月額6,450円～3,230円を加算します。

\*消費物価指数の変動により、改正されることがあります。

- ・所得に応じて支給します。
- ・受給者本人の所得が一定の限度額を超えると、一部停止または全部停止となります。
- ・公的年金（遺族補償等を含む）を受給している場合は手当額と年金額の差額支給となります。
- ・扶養義務者（同居の家族）の所得が一定の限度額を超えると、全部停止となります。

#### 問い合わせ先

大分市 子育て支援課 電話：537-5793

### 〈3〉 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

#### 対象者

●**身体障害者手帳**…身体に障がいがある人

<障害区分> 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語・そしゃく機能障害 肢体不自由

内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）

<障害程度> 指定医作成による所定の診断書により判定します。

●**療育手帳**…知的障がいがある人

<障害程度> 児童相談所で判定します。

●**精神障害者保健福祉手帳**…精神障がいがある人

<障害程度> 大分県精神保健福祉センターが診断書をもとに判定します。

#### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

#### 〈4〉大分市障害者福祉手当（市の制度）

##### 対象者

市内に住所を有する身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している障がい児

##### 支給額

月額

障害種別	18歳以上	18歳未満
身体障害者手帳1・2級	1,200円	1,600円
身体障害者手帳3・4級	800円	1,300円
身体障害者手帳5・6級	500円	1,000円
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	1,200円	1,600円

\*障がい者（児）本人が市民税非課税であること

※ただし、以下の状態に該当する場合は支給されません。  
・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当等を受給しているとき  
・施設入所者で、かつ公的年金等を受給しているとき

##### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

#### 〈5〉障害児福祉手当（国の制度）

##### 対象者

20歳未満の人で重度の心身障がい等があり、日常生活において常時の介護を必要とする障がい児

※ただし、以下の状態に該当する場合は支給されません。  
・障がい児が肢体不自由児施設、障害者支援施設等に入所したとき  
・障がい児が公的年金を受けようになったとき  
・本人、配偶者、扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えたとき  
・障がいの程度が認定基準に定める程度に該当しないと判定されたとき

##### 支給額

月額：15,220円（令和5年4月1日現在）\*手当額は国の基準により各年度で改正があります。

##### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

#### 〈6〉特別児童扶養手当（国の制度）

対象者 …県により判定が行われます

20歳未満の障がい児（身体または精神に政令で定める程度の障がいのある児童）を監護している父母または養育者

※受給資格の目安（以下のほかにも要件があります。詳しくは担当へお問い合わせください。）

- 1級（重度）：①身体障害者手帳1・2級程度  
②療育手帳Aの知的障がい児  
③精神障がい、内部障がい等があり、上記①・②と同程度
- 2級（中度）：①身体障害者手帳3級及び4級程度の一部  
②療育手帳B1およびB2程度の一部  
③精神障がい、内部障がい等があり、上記①・②と同程度

※以下に該当する場合は対象となりません。

- ・ 障がい児が児童福祉施設等（保育所、通園施設、母子入所等を除く）に入所したとき
- ・ 障がい児が障がいを理由とする公的年金を受けるようになったとき
- ・ 父母または養育者が大分市にいないとき（父母または養育者の居住地での申請になります。）
- ・ 本人、配偶者、扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えたとき
- ・ 障がいの程度が認定基準に定める程度に該当しないと判定されたとき

### 支給額

月額： 1級（重度） 53,700円（令和5年4月1日現在）  
2級（中度） 35,760円（令和5年4月1日現在）  
\* 手当額は国の基準により各年度で改正があります。

### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

## 〈7〉心身障害者扶養共済制度

### 概要

障がいのある方を扶養している保護者が加入し、保護者に万が一（死亡または重度障がい）のことがあったときに、障がいのある方に対して終身一定額の年金が支給されます。任意加入の制度です。

### 対象者

次のいずれかに該当する障がいのある方で将来独立自活することが困難であると認められる方（年齢は問いません。）

- ①知的障がい
- ②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障がい
- ③精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①または②の人と同程度と認めらる方

<加入資格>

障がい者（児）の保護者であって、65歳未満であること

\* 健康状態等によっては、この制度に加入できない場合があります。

### 掛金・支給額

<掛金> 加入時期及び加入時年齢により、月額 9,300円～23,300円（1口あたり）

\* 所得税・市民税・県民税の控除の対象となります。

<支給額> 月額 2万円（2口加入の場合は月額 4万円）

### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

## 〈8〉障害基礎年金（国の制度）

### ● 20歳前障がいによる障害基礎年金（無拋出制）の請求手続き

### 対象者

初診日（障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師の診察を受けた日）が18歳6カ月より前の場合は、20歳になった日（誕生日の前日）が障害認定日となり、障害認定日に障がいの程度が国民年金法施行令で定める1級または2級に該当する人

\* 障害基礎年金は、障害認定日以降、請求することができます。

\* 初診日が18歳7カ月以降の場合は、初診日から1年6カ月を経過した日が障害認定日となります。

\* 障害認定日の前後3カ月以内の診断書が有効となりますので、障害認定日の4～5カ月前頃、お問い合わせください。

\* 障害認定日に障がいの程度が軽い場合でも、その後、障がいが重くなり、国民年金法施行令で定める障がいの状態になったときは、65歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までに請求することができます。

### 問い合わせ先

大分市 国民年金室 電話：537-5617

### 3 療養生活に役立つサービスなどについて

#### 〈1〉日常生活用具・補装具等が必要なとき

##### (1) 補装具の購入および修理

###### 概要

障がいにより失われた身体機能の一部を補うための補装具（購入・修理）を給付することで、日常生活の改善を図ります。日常的・長期的に使用する補装具が対象になります。

※購入（作製）・修理前のみの申請受付となります。

###### 対象者・対象用具

下記の内容の身体障害者手帳をお持ちの方または障害者総合支援法により対象となる難病患者等（対象疾病一覧はP28～をご覧ください。）

障がいの種類	視 覚	聴 覚	肢 体 不 自 由	心 臓 呼 吸 器	介護保険	児童のみ	県 判 定
視覚障害者安全つえ（白杖など）	○						
義眼	○						
眼鏡	○						
補聴器		○					*
人工内耳（音声信号処理装置の修理に限る）		○					
車いす			○	○	※		*
電動車いす			○	○	※		*
歩行器			○	○	※		
歩行補助つえ 松葉つえ、ロフトランド・クラッチ 多脚つえ、プラットフォームつえ			○	○	※		
義肢（義足・義手）			○				*
装具（下肢、靴型、体幹、上肢）			○				*
座位保持装置			○				*
座位保持いす			○			◎	
起立保持具			○			◎	
排便補助具			○			◎	
頭部保持具			○			◎	
重度障害者用意思伝達装置			○※1				*

※1…重度の両上下肢及び音声・言語機能障がい者が対象

※……65歳以上（特定疾病の方は40歳以上）の方は介護保険（レンタル）の対象となります。

\*……18歳以上の場合は身体障害者更生相談所（県）で交付についての判定となります。

書類判定の場合は指定の専門医師の意見書（所定の様式）が必要です。

◎……18歳未満の児童のみ給付対象となります。

###### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

##### (2) 斜視・弱視児童矯正眼鏡購入費等の助成

###### 概要

中学生以下の児童が斜視・弱視用矯正眼鏡（コンタクトレンズ含む）を購入、改良、修理する場合、その費用を助成します。

###### 対象者

医師の判断により、斜視又は弱視と診断され、かつ、身体障害者手帳の交付を受けていない中学生以下の児童

###### 助成金

2万円を限度とする。 ※9歳未満児は、原則加入医療保険からの給付となります。

※世帯の市民税の課税状況により助成対象額の1割の自己負担がある場合があります。

###### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

### (3) 軽度・中度聴覚障がい児補聴器購入費等の助成

#### 概要

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童が補聴器を購入・修理、人工内耳を修理する場合、その費用を助成します。

#### 対象者

両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童

#### 助成金

購入金額の3分の2を上限とする。 ※ただし、助成限度額があります。  
 ※市民税の課税額によっては助成が受けられない場合があります。 ※購入前のみの受付となります。

#### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

### (4) 日常生活用具購入費・居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の給付

#### ①日常生活用具購入費の給付

#### 概要

在宅の心身障がい者（児）に対し、障がいの種別と程度に応じて入浴補助用具などの購入費を給付することで日常生活の改善と便宜を図ります。

#### 対象者・内容

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方または障害者総合支援法により対象となる難病患者等（対象疾病一覧はP28～をご覧ください。）

※障害の区分と程度、年齢によって制限があります。 ※購入前のみの申請受付となります。

※各用具の基準上限額までが助成の対象となります。

（世帯の課税状況により助成対象額の1割の自己負担がある場合があります。）

【日常生活用具 種目表】(単位 円) □…65歳以上（特定疾病 40～64歳）は介護保険優先

種目	障害及び程度	耐用年数	基準額		
介護・訓練支援用具	特殊寝台	①下肢または体幹機能障害2級以上 ②難病患者等(※7)で寝たきりの状態にあるもの ※8	8年	154,000	
	特殊マット	①下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要するものに限る) (18歳未満に限り2級以上) ②療育手帳A1またはA2 ③難病患者等(※7)で寝たきりの状態にあるもの ※8	原則として 3歳以上	5年	19,600
	特殊尿器	①下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要するものに限る) ②難病患者等(※7)で自力で排尿できないもの ※8	原則として 学齢児以上	5年	67,000
	入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る)	原則として 3歳以上	5年	82,400
	体位変換器	①下肢または体幹機能障害2級以上 (下着交換に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る) ②難病患者等(※7)で寝たきりの状態にあるもの ※8	原則として 学齢児以上	5年	15,000
	移動用リフト	①下肢または体幹機能障害2級以上 ②難病患者等(※7)で下肢または体幹機能に障がいのあるもの ※8	原則として 3歳以上	4年	159,000
	訓練いす(児のみ)	下肢または体幹機能障害2級以上	原則として 3歳以上	5年	33,100
	訓練用ベッド	①下肢または体幹機能障害2級以上(児のみ) ②難病患者等(※7)で下肢または体幹機能に障がいのあるもの ※8	原則として 学齢児以上	8年	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	①下肢または体幹機能障害があるもの (入浴に介助を必要とするもの) ②難病患者等(※7)で入浴に介助を有するもの ※8	原則として 3歳以上	8年	90,000
	便器	①下肢または体幹機能障害2級以上 ②難病患者等(※7)で常時介護を要するもの ※8	原則として 学齢児以上	8年	9,850
	頭部保護帽	①平衡機能、下肢または体幹機能障害があるもの ②療育手帳A1またはA2で痲癩の発作等により頻繁に転倒するもの		3年	※1
	T字状・棒状のつえ	①平衡機能、下肢または体幹機能障害があるもの ②難病患者等(※7)で下肢が不自由なもの ※8		4年	※2



種目	障害及び程度	耐用年数	基準額		
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	①平衡機能、下肢または体幹機能障害があるもの ②難病患者等(※7)で下肢が不自由なもの ※8	8年	60,000	
	特殊便器	①上肢機能障害2級以上 ②療育手帳A1またはA2で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの ③難病患者等(※7)で上肢機能に障がいのあるもの ※8	原則として 学齢児以上	8年	151,200
	火災警報器	①障害等級2級以上または療育手帳A1、A2のもの (火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②火災発生の感知・避難が困難な難病患者等(※7)のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ※8		8年	15,500
	自動消火器	①障害等級2級以上または療育手帳A1、A2のもの (火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②火災発生の感知・避難が困難な難病患者等(※7)のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ※8		8年	28,700
	電磁調理器	①視覚障害2級以上 (視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②療育手帳A1またはA2	原則として 18歳以上の者	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上	原則として 学齢児以上	10年	7,000
	聴覚障害者用屋内信号 装置	聴覚障害2級以上 (聴覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯)		10年	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上 (自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行うもの)	原則として 3歳以上	5年	51,500
	ネブライザー(吸入器)	①呼吸器機能障害3級 ②①と同程度の身体障害者であって必要と認められるもの ※8 ③難病患者等(※7)で呼吸器機能に障がいのあるもの ※8	原則として 学齢児以上	5年	36,000
	電気式たん吸引器 (自動吸引システム含む)	①呼吸器機能障害3級以上 ②①と同程度の身体障害者であって必要と認められるもの ※8 ③難病患者等(※7)で呼吸器機能に障がいのあるもの ※8 ※自動吸引システムの場合、必ず意見書が必要	原則として 学齢児以上	5年	56,400 (自動吸引システムの場合 120,000)
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター) ※8	①呼吸器または心臓機能障害3級以上 かつ人工呼吸器の装着が必要なもの、または気管カニューレ等の装着を行っているもの、若しくは酸素吸入を行っているもので必要と認められるもの ※8 ②難病患者等(※7)で人工呼吸器の装着が必要なもの、または気管カニューレ等の装着を行っているもの、若しくは酸素吸入を行っているもので必要と認められるもの ※8		5年	100,000
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法を行うもの		10年	17,000
	視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上 (視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	原則として 学齢児以上	5年	9,000
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上 (視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	原則として 学齢児以上	5年	18,000
	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上	原則として 18歳以上の者	5年	12,000
	携帯用会話補助装置	①音声機能若しくは言語機能障害があるもの ②肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有するもの	原則として 学齢児以上	5年	98,800
	情報・通信支援用具	視覚障害または上肢障害2級以上 (周辺機器や支援ソフトを使用しなければ、パソコン等の利用が困難なもの)	原則として 学齢児以上	5年	100,000
情報意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	①視覚障害及び聴覚障害の重複障がいがあり、視覚障害と聴覚障害で認定された障害等級が2級以上のもの ②視覚障害2級以上		6年	383,500
	点字器	視覚障害があるもの		7年 (携帯用5年)	※3
	点字タイプライター	視覚障害2級以上 (就労若しくは就学しているかまたは就労が見込まれるもの)		5年	63,100
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	原則として 学齢児以上	6年	85,000
	視覚障害者用活字等 文字読み上げ装置	視覚障害2級以上	原則として 学齢児以上	6年	99,800
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害があるもの (本装置により文字等を読むことが可能になるもの)	原則として 学齢児以上	8年	198,000
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上	原則として 学齢児以上	10年	触読 10,300 音声 13,300
	視覚障害者用 地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上	原則として 学齢児以上	6年	29,000



種目	障害及び程度	耐用年数	基準額		
情報意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害または発生発語に著しい障がいがあるもの (コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの)	原則として 学齢児以上	5年	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害があり、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの		6年	88,900
	人工喉頭	喉頭摘出をしており、音声・言語機能障害があるもの		笛式4年 電動式5年	※4
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害があるもの	原則として 学齢児以上		1,030,000
	点字図書	視覚障害があるもの			
	人工内耳用体外機(スピーチプロセッサ)	聴覚障害があり、現に装着している体外機(スピーチプロセッサ)が装着後5年間を経過しているもの (医療保険、動産保険等の他制度で助成対象となる場合を除く。)		5年	1,000,000
	人工内耳用電池	聴覚障害があり、人工内耳を装着しているもの			※5
	人工鼻(埋込型用人工鼻)	喉頭摘出をしており、音声・言語機能障害があるもの (常時埋込型用人工鼻を使用するものに限る) (医療保険等の他制度で助成対象となる場合を除く。)		1月	23,100
	暗所視支援眼鏡 ※8	①視覚障害があり、当該用具の装着効果があり必要と認めるもの ※8 ②難病患者等(※7)で、当該用具の装着効果があり必要と認めるもの ※8		8年	395,000
排泄管理支援用具	ストーマ用装具(消化器系、尿路系、消化器・尿路系)(洗腸用具を含む。)	ストーマ造設者(一時的な造設を除く。)			
	紙おむつ等 ※8 (初回申請時のみ)	自力での排泄または介助による定時排泄が困難なもので、以下のいずれかの要件をみたくもの。 ①先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害があるもの ②先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害があるもの ③脳原性運動機能障害(出生からおむね3歳未満で発症した非進行性の脳病変による)により、排尿または排便の意思表示が困難なもの ④療育手帳A1またはA2 ⑤「両上肢機能全廃1級かつ両下肢機能全廃1級」または体幹機能障害1級	原則として 3歳以上	1月~12月 (1月ずつでの申請が可能)	※6
	収尿器	高度の排尿機能障害があるもの		1年	
住宅改修費	居室生活動作補助用具	①下肢または体幹機能障害3級以上 ②乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害3級以上 ③下肢または体幹機能障害があり、肢体不自由のみで認定された障害等級が2級以上のもの ④難病患者等(※7)で下肢または体幹機能に障がいがあるもの ※8			200,000

- ※1 頭部保護帽  
身体障害者手帳所持者の場合  
◎オーダーメイドによる製品  
A スポンジ、革を主材料に製作…………… 15,200  
B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作… 36,750  
◎レディメイドによる製品  
A スポンジ、革を主材料に製作…上記金額の80%の範囲内の額  
B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作…記金額の80%の範囲内の額  
療育手帳所持者の場合…………… 12,160
- ※2 T字状・棒状のつえ  
◎木材を主体としニス塗装をほどこしたもの…………… 2,200  
◎軽金属を主体とし塗装無しのもの…………… 3,000  
・夜光材付とした場合は410円(全面夜光材付とした場合は1,200円)増しとすること  
・外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること  
・価格は1本当たりのものであること
- ※3 点字器  
◎標準型  
A 32マス18行、両面書真鍮板製…………… 10,400  
B 32マス18行、両面書プラスチック製…………… 6,600  
◎携帯用  
A 32マス4行、片面書アルミニウム製…………… 7,200  
B 32マス12行、片面書プラスチック製…………… 1,650  
価格は点筆を含むものであること
- ※4 人工喉頭  
◎笛式…………… 5,000  
・気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとすること  
◎電動式…………… 70,100  
・価格は電池又は充電器を含むものであること
- ※5 人工内耳用電池(1か月分)…………… 2,000
- ※6 ストーマ用装具等(1か月分)  
◎消化器系…………… 9,500  
◎尿路系…………… 12,500  
◎消化器・尿路系…………… 22,000  
◎紙おむつ等…………… 12,000  
収尿器  
◎男性用  
A 普通型…………… 7,700  
B 簡易型…………… 5,700  
◎女性用  
A 普通型…………… 8,500  
B 簡易型…………… 5,900
- ※7 難病患者等(※7)  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当するもの
- ※8 意見書が必要

問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

## ②居宅生活動作補助用具の給付（住宅改修費）

### 概 要

在宅の身体障がい者（児）のための改修工事費（用具の購入を含む）の一部を補助します。

### 対 象 者

- ①下肢、体幹機能障がい、障害等級1・2・3級の人
  - ②乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいを有する人  
障害等級1・2・3級の人（移動機能障がいに限る。）
  - ③肢体不自由のみの総合等級2級以上でかつ、下肢・体幹機能障がいを有する人
  - ④難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいを有する人
- ※ただし、児童については学齢期以上の身体障がい児で、上記に該当するもの

### 住宅改修場所

- ①手すりの取り付け
  - ②段差の解消
  - ③滑り防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
  - ④引き戸等への扉の取り替え
  - ⑤洋式便器等への便器の取り替え
  - ⑥上記①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる工事
- ※改修工事の着工・施工前の申請が必要です。  
※新築・増築は対象外です。※現在お住まいの住宅につき、1回限りの対象となります。

### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

## （5）住宅設備改造費の補助

### 概 要

在宅の心身障がい者（児）のために住宅設備を改善する場合、その費用の一部を補助します。

### 対 象 者

- 下記の①～⑤に該当する身体障害者手帳（1・2・3級）、もしくは療育手帳（A1・A2）を所持している人
- ①下肢、体幹機能障がい、3級以上の人
  - ②乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい、3級以上の人
  - ③肢体不自由のみの総合等級2級以上でかつ下肢・体幹機能障がいを有する人
  - ④視力・視野障がいがあり総合等級2級以上の人（この場合補助対象は段差解消・手すりのみ）
  - ⑤内部障がい（心臓・呼吸器）が3級以上でかつ下肢・体幹機能障がい6級以上の人

### 補 助 費

区 分	身体障害者手帳1・2級 及び療育手帳A1・A2	身体障害者手帳3級
介護保険対象者及び身体障害者日常生活用具の住宅改修費の支給対象者以外の方 （※各制度対象者は別区分となります。）	補助対象工事費と120万円を比較し、少ない方の額から3分の1（千円未満切り上げ）を引いた額	補助対象工事費と50万円を比較し、少ない方の額から3分の1（千円未満切り上げ）を引いた額

- ※ただし、生活保護受給者で上記区分の方については全額補助となります。  
※改修工事の着工・施工前の申請が必要です。※新築・増築は対象外です。  
※現在お住まいの住宅につき、1回限りの対象となります。※課税状況により対象外となる場合があります。

### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

## (6) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

### 概 要

小児慢性特定疾病児童の日常生活を支援する生活用具を給付します。

所得により保護者に一部負担金があります。購入前に手続きが必要です。

\*他の制度（身体障害者手帳等）で用具の給付が受けられる方は、他の制度が優先になります。

(対象用具)

- ①便器 ②特殊マット ③特殊便器 ④特殊寝台 ⑤歩行支援用具 ⑥入浴補助用具 ⑦特殊尿器 ⑧体位変換器  
⑨車いす ⑩頭部保護帽 ⑪電気式たん吸引器 ⑫クールベスト ⑬紫外線カットクリーム ⑭ネブライザー（吸入器）  
⑮パルスオキシメーター ⑯ストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋） ⑰人工鼻

### 対 象 者

大分市の小児慢性特定疾病医療費の助成を受けており、在宅療養が可能な人

### 問い合わせ先

大分市保健所 保健予防課 電話：535-7710

## (7) 非常用電源購入費の補助

### 概 要

在宅で医療的ケアが必要な方に対して、災害時にも必要となる電源を確保するため、非常用電源購入費の一部を補助します。

### 対 象 者

以下の1～3をすべて満たす方

- 1 大分市の住民基本台帳に登録がある方  
(医療機関等に入院中、障害者支援施設等に入所中の方は対象外)
- 2 下記の①～⑥の医療的ケアのうち、いずれかを要する子ども及び成人
  - ① 人工呼吸器の使用（NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）
  - ② 酸素療法
  - ③ 経管栄養（持続経管注入ポンプ使用のみ）
  - ④ 中心静脈カテーテル（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）
  - ⑤ 上記以外の注射管理（持続皮下注射ポンプ使用のみ）
  - ⑥ 自宅における継続した透析（在宅血液透析や腹膜透析）
- 3 災害時に一人で避難することが困難で、避難行動要支援者名簿に記載され、「大分市避難行動要支援者個別避難計画」を作成中または作成済の方

### 対 象 用 品

- ①発電機  
②ポータブル電源  
③カーインバーター

※購入前の事前申請となります。

※購入できる用具は1つ限りです。

### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5658

## (8) 小児慢性特定疾病児童等付き添い支援事業

### 概 要

小児慢性特定疾病医療受給者が長期入院し、家族が付き添いのため宿泊施設を利用した場合、費用の一部を大分市が負担します。

### 対 象 者

大分市に住民票のある長期入院児童等に付き添う保護者等（3親等以内のご親族の方）

1日当たり1名

長期入院児童等とは、以下のすべてに該当する方となります。

- (1) 有効期間内の小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの児童等
- (2) 小児慢性特定疾病の治療のため、連続した7日以上入院を必要とした児童等

### 対 象 経 費

助成対象費用は以下のすべてを満たしている必要があります。

- (1) 小児慢性特定疾病の治療のため、連続して7日以上入院をした際に、保護者等が付き添いのため宿泊した費用
- (2) 旅館業法に基づく宿泊施設での宿泊費（室料と別に課される食料等は対象外）

※申請期限はチェックアウトの日から起算して1年以内となります。

### 補 助 額

1日当たり2,000円を上限に、対象経費の2分の1を助成します。

### 問 い 合 せ 先

大分市保健所 保健予防課 電話：535-7710

## 〈2〉子育て支援に関すること

### (1) 子育てファミリー・サポート・センター

#### 概要

子育て中の家庭を応援するために「援助を依頼する人」と「援助を提供する人」が会員となって、子どもの世話を一時的に有料で援助しあう組織です。

#### 対象者

大分市居住または勤務の方で生後3か月以上小学生以下の子どもの保護者

#### 援助内容・利用料金

保育所・幼稚園などへの送迎、放課後や児童育成クラブ終了後の預かり、保護者がリフレッシュしたいとき、求職活動中、冠婚葬祭、学校の行事など ※支援場所は援助会員の自宅です。

	利用日・利用時間	利用料金（1時間あたり）
①	月～金曜日（祝日・休日を除く） 午前7時～午後7時	600円
②	土・日曜日、祝日・休日および上記①の時間外	700円

※会員登録が必要です。（予約制） ※食費・交通費は実費負担（事前相談）

※幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児全ての子どもと0～2歳児の市区町村民税非課税世帯の子どものうち、「保育の必要性の認定」を受けた子どもの利用料が無償化（限度額あり）の対象となります。（ただし送迎のみでの利用は除く）「保育の必要性の認定」を受けるには、就労等の要件（認可保育施設の利用と同等の要件）が必要となります。

なお、認可保育施設等に入園中の方が併用される場合は無償化の対象となりません。

詳しくは子ども入園課（電話：537-5789）にお尋ねください。

※児童扶養手当受給世帯については、利用料金の一部を補助します。（申請が必要）

※複数の子どもを預ける場合は2人目から半額です。

#### 問い合わせ先

子育てファミリー・サポート・センター 電話：576-8246

### (2) 保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園の利用について

認定こども園や幼稚園、保育所等への入園を希望する保護者は、教育・保育給付認定の申請が必要になります。

#### <教育・保育給付認定の種類>

教育・保育給付認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
1号認定	3～5歳	無し	幼稚園・認定こども園（教育部分）
2号認定			保育所（園）・認定こども園（保育部分）
3号認定	0～2歳	有り	保育所（園）・認定こども園（保育部分）・家庭的保育事業（保育ママ）・小規模保育・事業所内保育

#### <2号認定・3号認定の教育・保育給付認定基準>

家庭が次のいずれかの事由に該当し、保護者が児童の保育を必要としている場合です。

- ①仕事など（月に64時間以上就労または就学）をしている
- ②母親が妊娠中である、または出産後間がない
- ③病気やけがをしている、または心身に障がいがある
- ④同居の親族を看護または介護している・多胎児を養育しており、そのきょうだい児を入所させる場合
- ⑤求職活動を行っている
- ⑥虐待やDV被害のおそれがある
- ⑦震災や風水害、火災などの災害復旧にあたる場合
- ⑧上記①～⑦に類する状態にあると認められる など

※保育の必要性の度合いに応じて、次のいずれかに区分され、保育を受けられる時間が決まります。

保育の区分	保護者の就労状況	利用可能時間
保育標準時間	週30時間以上で、月120時間以上	最長11時間／日
保育短時間	月64時間以上	最長 8時間／日



## ●保育所（園）

### 概 要

保育所（園）は、保護者が働いていたり、病気にかかっていたり、またはその他の理由で、児童について保育を必要とする場合に、その児童を保護者に代わって保育するところです。

### 入所対象年齢

生後3か月以上（首が座っている乳児）から就学前まで  
（ただし、保育所（園）によって対象年齢が異なります。）

### 保 育 料

保護者の市区町村民税額などに応じて負担があります。  
※幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の全ての子どもの保育料と0～2歳児の市区町村民税非課税世帯の子どもの保育料は無料となります。

### 問い合わせ先

大分市 子ども入園課 電話：537-5794

## ●認定こども園

### 概 要

認定こども園は、保育所（保育部分）と幼稚園（教育部分）の機能をあわせ持ち、幼児教育と保育を一体的に行います。

### 入所対象年齢

保育部分：生後3か月以上（首が座っている乳児）から就学前まで  
教育部分：3歳以上から就学前まで

### 保 育 料

保護者の市区町村民税額などに応じて負担があります。  
※幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の全ての子どもの保育料と0～2歳児の市区町村民税非課税世帯の子どもの保育料は無料となります。  
※ただし、施設によって別途入園料などが必要な場合があります。

### 問い合わせ先

大分市 子ども入園課 電話：537-5794

## ●地域型保育事業

地域保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応するため、少人数の単位で保育を行う事業です。

	概 要
小規模保育事業	仕事や病気などにより、児童の保育を必要とする保護者に代わり、定員6人以上19人以下の比較的小規模な環境で、きめ細やかな保育を行います。
家庭的保育事業 （保育ママ）	仕事や病気などにより、児童の保育を必要とする保護者に代わり、家庭的保育者（保育ママ）の自宅等で児童を保育する制度です。定員3～5名で家庭的な雰囲気の中で保育が行われることが特色です。
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと一緒に児童の保育を必要とする保護者に代わり、保育を行います。

### 入所対象年齢

生後3か月以上（首が座っている乳児）から2歳児まで

### 保 育 料

保護者の市区町村民税額などに応じて負担があります。  
※幼児教育・保育の無償化に伴い、市区町村民税非課税世帯の子どもの保育料は無料となります。

### 問い合わせ先

大分市 子ども入園課 電話：537-5794



## ● 幼稚園

### 概要

幼稚園は、満3歳から小学校入学前までの幼児の教育施設で、集団生活を通じて心身の発達を助長することを目的としています。市内には市立幼稚園と私立幼稚園があります。園の特色や設備、家からの距離を考慮してお子様楽しく通える園を保護者が選んでください。

	入園対象年齢	保育料
市立幼稚園	5歳児から就学前まで (但し、一部の園では4歳児の保育も行っています。)	幼児教育・保育の無償化に伴い、無料となりました。
私立幼稚園	3歳児から就学前まで (但し、一部の園では満3歳児の保育も行っています。)	各幼稚園で異なりますので、各幼稚園へお問い合わせください。 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、園児1人当たり25,700円を上限に支給する無償化給付事業を行っています。

### 問い合わせ先

大分市 子ども入園課 電話：537-5794

## (3) 医療的ケア児教育・保育事業

### 概要

日常生活を営むために医療的ケアを要するこども（以下、医療的ケア児）が幼児教育・保育施設を利用する場合、看護師等を施設に派遣することにより、保護者の負担軽減を図り、医療的ケア児の教育・保育の機会を保障する事業です。

### 対象

医療的ケアを日常的に行う必要があるこども（事業を利用する年度の初日の前日において満3歳以上であること）

### 医療的ケアの範囲

・ たんの吸引 ・ 経管栄養 ・ 導尿 ・ その他市長が必要と認める医療的ケア

### 医療的ケアの実施日

- ・ 2号認定こどもの場合：週6日以内（1日当たり11時間以内）
- ・ 1号認定こどもの場合：週5日以内（1日当たり6時間以内）

### 問い合わせ先

大分市 保育・幼児教育課 電話：574-6552

## (4) 一時的に子どもを預けたいとき（一時預かり、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ））

## ● 一時預かり

### 概要

病気や冠婚葬祭、保護者のリフレッシュなどで一時的に保育を必要とする子どもの保育（利用できる日数に制限あり） ※実施している保育施設は決まっています。

### 対象

- ・ 市内に居住している1歳以上の就学前の児童
- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、または、在籍していない児童
- ・ 集団保育になじめる児童

### 利用料・利用時間

各保育施設で異なります。

※幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児全ての子どもと0～2歳児の市区町村民税非課税世帯の子どものうち、「保育の必要性の認定」を受けた子どもの利用料が無償化（限度額あり）の対象となります。

「保育の必要性の認定」を受けるには、就労等の要件（認可保育施設の利用と同等の要件）が必要となります。

詳しくは子ども入園課（電話：537-5789）にお尋ねください。

### 問い合わせ先

大分市 子ども入園課 電話：585-5437

## ●子育て短期支援事業

### 概 要

保護者の病気・事故・冠婚葬祭・出張・夜勤・看病などの理由で、子どもを一時的に養育することが出来ない場合で、預け先が見つからないときに児童養護施設等でお預かりします。

	利 用 期 間	利 用 料 (令和5年度)
ショートステイ *宿泊を伴う利用	原則7日以内	2歳未満児：5,350円 2歳以上児：2,750円
トワイライトステイ *平日の夜間・休日預かり	平日夜間：午後6時～午後10時まで 休 日：午前7時～午後6時まで	平日夜間預かり：750円 休日預かり：1,350円

※生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親世帯は費用の一部を減免する制度があります。

### 利用できる施設等

(2歳以上)

- ・森の木…大分市中尾                      ・小百合ホーム…大分市城原                      ・栄光園…別府市南荘園町
- ・別府平和園…別府市明礬                      ・山家学園…由布市庄内町

(2歳未満)

- ・栄光園乳児院…別府市南荘園町

※上記施設以外にもファミリーホームや里親宅での預かりもあります。

### 問い合わせ先

- 中央子ども家庭支援センター      電話：537-5688
- 東部子ども家庭支援センター      電話：527-2140
- 西部子ども家庭支援センター      電話：541-1440

## (5) 指定ごみ袋の減免制度について (家庭ごみ有料化に伴う負担軽減措置)

### 概 要

常時紙おむつやストーマ用装具を使用している方、腹膜透析を実施している方など、ごみの減量が困難な方や3歳未満の乳幼児を養育する方の負担を軽減するため、指定ごみ袋の減免制度を設け指定ごみ袋を交付しています。

### 対 象

<申請が必要>

- ・医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断された方 (下記の長寿福祉課事業に該当しない)
  - ・常時ストーマ用装具を使用している方 (下記の障害福祉課事業に該当しない)
  - ・常時腹膜透析を実施している方
  - ・常時紙おむつを使用している3歳未満の、身体障がい児又は知的障がい児を養育している方
- ・身体障害者手帳 (1級又は2級に限る) の交付を受けた方で、常時紙おむつ及びストーマ用装具を使用する在宅の方
  - ・療育手帳 (A1又はA2に限る) の交付を受けた方、その他当該者に準ずる者として市長が認める方で、常時紙おむつ及びストーマ用装具を使用する在宅の方

<申請不要>

- ・大分市おむつ等介護用品購入費助成事業による紙おむつ等の購入費用の助成を受けている方 (長寿福祉課事業)
- ・大分市家族介護用品支給事業による紙おむつ等の支給を受けている方 (長寿福祉課事業)
- ・大分市日常生活用具給付事業のうち排泄管理支援用具 (ストーマ用装具、紙おむつ等) の給付を受けている身体障がい者 (児) 及び知的障がい者 (児) の方 (障害福祉課事業)
- ・3歳未満の乳幼児を養育する方
- ・生活保護法による生活扶助を受けている方

### 交付するごみ袋

対象により交付枚数が異なります。詳しくは下記までお問い合わせください。

### 問い合わせ先

大分市 ごみ減量推進課      電話：537-5703

### 〈3〉障害福祉に関すること

#### (1) 減免制度など

##### ①所得税、市民税・県民税等の所得控除

###### 概 要

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方がいる場合、本人又はその扶養者は障害者控除の適用が受けられます。

※税の控除を受けるためには、年末調整や申告等の手続きが必要です。

※12月31日までに、上記手帳の交付を受けていない人であっても、交付の申請中であることや医師の診断書を有する等の場合は、障害者控除の対象となります。

税の種類	区分・内容	所得控除額	所得控除額加算	問い合わせ先
所得税	【特別障害者控除】 身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A1・A2 精神障害者保健福祉手帳 1級	40万円	同居の扶養親族又は同一生計配偶者が特別障害者の場合 35万円を加算	大分税務署 電話：532-4171
	【普通障害者控除】 身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 B1・B2 精神障害者保健福祉手帳 2・3級	27万円		
	【小規模企業共済等掛金控除】 心身障害者扶養共済制度の掛金	掛金額		
市民税・ 県民税	【特別障害者控除】 身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A1・A2 精神障害者保健福祉手帳 1級	30万円	同居の扶養家族又は同一生計配偶者が特別障害者の場合 23万円を加算	大分市 市民税課 電話：537-5609
	【普通障害者控除】 身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 B1・B2 精神障害者保健福祉手帳 2・3級	26万円		
	【小規模企業共済等掛金控除】 心身障害者扶養共済制度の掛金	掛金額		

相続税についても控除がありますので、詳しくは、大分税務署へお問い合わせください。

##### ②NHK放送受信料の減免

###### 概 要

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方がいる世帯で、一定の要件を満たす場合は申請によりNHK放送受信料の減免が受けられます。

区分	全額免除	半額免除
適用条件	①身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合 ②所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の場合 ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合	①視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合 ②身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合 ③所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合 ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

###### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

NHK大分放送局経営管理企画センター 電話：533-2830

##### ③携帯電話基本使用料等の割引

###### 概 要

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方に割引制度があります。

詳しくは、各携帯電話取扱店へお問い合わせください。

## (2) 交通機関に関すること

### ①自動車の税金等に関する減免・割引

#### ●A自動車税（環境性能割）、B自動車税（種別割）、C軽自動車税（環境性能割）、D軽自動車税（種別割）の減免

##### 概 要

障がい児と生計を同じくする方が障がい児本人の通院・通学・通所のために自動車を取得し運転する場合、障がいの程度等により減免が受けられる場合があります。

##### 問い合わせ先

A・B・Cについては、大分県税事務所自動車税管理室 電話：552-1121  
Dについては、大分市 税制課 電話：537-7314

#### ●有料道路通行料金の割引

##### 概 要

身体障害者手帳または療育手帳（A1・A2）を所持している障がい児が有料道路を利用するとき、ご本人が同乗されていれば、通行料金が割引（半額）になる場合があります。 ※事前登録が必要です。

##### 制度についての問い合わせ先

西日本高速道路株式会社 NEXCO（ネクスコ）西日本お客様センター  
電話：0120-924863 又は 06-6876-9031

##### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

### ②タクシー利用券の交付

##### 概 要

大分市に住所を有する重度心身障がい者（児）に、タクシー利用券を交付します。

\*自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免、または有料道路の割引を受けていないことが条件になります。

	対 象 者	支 給 内 容
普通タクシー	①視覚1・2級 ②肢体不自由1・2級（上肢障がいのみを除く） ③内部1級 ④知的障がいA1・A2 ⑤精神障がい1級	利用1回につき1,000円まで 年間400円券30枚 100円券30枚
福祉タクシー	①肢体不自由1・2級（上肢障がいのみを除く） ②内部1級	利用1回につき3,000円まで 〔年間400円券100枚〕 〔200円券50枚〕 〔1,000円券30枚〕
リフト付福祉タクシー	①肢体不自由1・2級（上肢障がいのみを除く） ②内部1級	利用1回につき5,000円まで 〔年間500円券150枚〕 〔1,000円券50枚〕 〔令和4年4月以降〕

\*福祉タクシー、リフト付福祉タクシーは車いす常用の場合のみです。

\*交付、利用についての注意事項があります。

##### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5786

### ③タクシー・バス・JR・航空・船舶運賃の割引

##### 概 要

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方が各種公共交通機関を利用する際に料金の割引を受けられる場合があります。詳しくは、各交通機関へお問い合わせください。

### (3) 「障害者総合支援法」等の障害福祉サービス

#### 概要

「障害者総合支援法」により、対象となる366疾患の方は、身体障害者手帳等をお持ちでなくても、対象疾患に罹患していることが分かる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）があれば必要と認められた支援が受けられます。受けられるサービス等については、お問い合わせください。

※障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾患）は、次ページをご覧ください。

#### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5658

### (4) その他のサービス

#### ① 児童福祉法による障がい児の通所支援事業

#### 概要

在宅の障がい児に対し、通所の方法等により日常動作訓練、運動機能に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、機能の低下防止とその発達を促します。

サービスの名称	内容
児童発達支援	就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練など行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対して、指定された医療機関において、児童発達支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	在学中の児童に対して、放課後又は学校の休業日に施設に通わせ、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの提供を行います。
居宅訪問型児童発達支援	医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行います。

#### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：537-5658

#### ② 大分市地域療育等支援事業

#### 概要

障がいに関する各種相談や子どもの発達・療育訓練等を行っています。ご本人やご家族だけでなく、先生や職員の皆さんからの相談もお受けします。

実施施設（所在地）	連絡先	実施施設（所在地）	連絡先
大分療育センター（国分）	電話：586-5252	どんぐりの杜クリニック（津守）	電話：567-2737
博愛こども成育医療センター（野田）	電話：586-5566	こども発達・子育て支援センター わくわくかん（屋山）	電話：592-8989
大分こども発達支援センター（片島）	電話：557-0114	こども発達支援センター もも（田中）	電話：546-3400
療育センター カノント（森町）	電話：586-5577	大分健生病院（古ヶ鶴）	電話：080-1532-2656
天心堂こども発達支援センター 一休さん（中戸次）	電話：597-5863		

#### ③ おもちゃライブラリー

#### 概要

心身に障がいをもつ子どもたちの「みる」「きく」「ふれる」といった機能や感覚を養い、情緒の発達を促すため、パズルやブロック、ぬいぐるみ等のおもちゃを貸し出します。

場所（所在地）	電話	開設時間
大分市西部公民館（王子新町5番1号）	545-1652	午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

#### 問い合わせ先

大分市 障害福祉課 電話：545-1652



<令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(369疾患)> (令和6年4月1日改正)

1	アイカルディ症候群	32	HTRA1関連脳小血管病	63	環状 20番染色体症候群	94	結節性多発動脈炎
2	アイザックス症候群	33	HTLV-1関連脊髄症	64	関節リウマチ	95	血栓性血小板減少性紫斑病
3	IgA腎症	34	ATR-X症候群	65	完全大血管転位症	96	限局性皮質異形成
4	IgG4関連疾患	35	ADH分泌異常症	66	眼皮膚白皮症	97	原発性局所多汗症
5	亜急性硬化性全脳炎	36	エーラス・ダンロス症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症	98	原発性硬化性胆管炎
6	アジソン病	37	エプスタイン症候群	68	ギャロウェイ・モフト症候群	99	原発性高脂血症
7	アッシャー症候群	38	エプスタイン病	69	急性壊死性脳症	100	原発性側索硬化症
8	アトピー性脊髄炎	39	エマヌエル症候群	70	急性網膜壊死	101	原発性胆汁性胆管炎
9	アペール症候群	40	MECP2重複症候群	71	球脊髄性筋萎縮症	102	原発性免疫不全症候群
10	アミロイドーシス	41	遠位型ミオパチー	72	急速進行性糸球体腎炎	103	顕微鏡的大腸炎
11	アラジール症候群	42	円錐角膜	73	強直性脊椎炎	104	顕微鏡的多発血管炎
12	アルポート症候群	43	黄色靭帯骨化症	74	巨細胞性動脈炎	105	高IgD症候群
13	アレキサンダー病	44	黄斑ジストロフィー	75	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	106	好酸球性消化管疾患
14	アンジェルマン症候群	45	大田原症候群	76	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
15	アントレー・ビクスラー症候群	46	オクシピタル・ホーン症候群	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	108	好酸球性副鼻腔炎
16	イソ吉草酸血症	47	オスラー病	78	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	109	抗糸球体基底膜腎炎
17	一次性ネフローゼ症候群	48	カーニー複合	79	筋萎縮性側索硬化症	110	後縦靭帯骨化症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	80	筋型糖原病	111	甲状腺ホルモン不応症
19	1p36欠失症候群	50	潰瘍性大腸炎	81	筋ジストロフィー	112	拘束型心筋症
20	遺伝性自己炎症疾患	51	下垂体前葉機能低下症	82	クッシング病	113	高チロシン血症 1型
21	遺伝性ジストニア	52	家族性地中海熱	83	クリオピリン関連周期熱症候群	114	高チロシン血症 2型
22	遺伝性周期性四肢麻痺	53	家族性低βリポタンパク血症1 (ホモ接合体)	84	クリッペル・トレノネー・ ウェーバー症候群	115	高チロシン血症 3型
23	遺伝性腭炎	54	家族性良性慢性天疱瘡	85	クルーゾン症候群	116	後天性赤芽球癆
24	遺伝性鉄芽球性貧血	55	カナバン病	86	グルコーストランスポーター1 欠損症	117	広範脊柱管狭窄症
25	ウィーバー症候群	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽 性膿皮症・アクネ症候群	87	グルタル酸血症 1型	118	膠様滴状角膜ジストロフィー
26	ウィリアムズ症候群	57	歌舞伎症候群	88	グルタル酸血症 2型	119	抗リン脂質抗体症候群
27	ウィルソン病	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジ ルトランスフェラーゼ欠損症	89	クロウ・深瀬症候群	120	コケイン症候群
28	ウエスト症候群	59	カルニチン回路異常症	90	クローン病	121	コステロ症候群
29	ウェルナー症候群	60	加齢黄斑変性	91	クロンカイト・カナダ症候群	122	骨形成不全症
30	ウォルフラム症候群	61	肝型糖原病	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症	123	骨髄異形成症候群
31	ウルリッヒ病	62	間質性膀胱炎(ハンナ型)	93	結節性硬化症	124	骨髄線維症



125	ゴナドトロピン分泌亢進症	156	シュワルツ・ヤンベル症候群	187	先天性横隔膜ヘルニア	218	多系統萎縮症
126	5p欠失症候群	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	188	先天性核上性球麻痺	219	タナトフォリック骨異形成症
127	コフィン・シリス症候群	158	神経細胞移動異常症	189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	220	多発血管炎性肉芽腫症
128	コフィン・ローリー症候群	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	190	先天性魚鱗癬	221	多発性硬化症／視神経脊髄炎
129	混合性結合組織病	160	神経線維腫症	191	先天性筋無力症候群	222	多発性軟骨性外骨腫症
130	鰓耳腎症候群	161	神経有棘赤血球症	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	223	多発性嚢胞腎
131	再生不良性貧血	162	進行性核上性麻痺	193	先天性三尖弁狭窄症	224	多脾症候群
132	サイトメガロウィルス角膜炎	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	194	先天性腎性尿崩症	225	タンジール病
133	再発性多発軟骨炎	164	進行性骨化性線維異形成症	195	先天性赤血球形成異常性貧血	226	単心室症
134	左心低形成症候群	165	進行性多巣性白質脳症	196	先天性僧帽弁狭窄症	227	弾性線維性仮性黄色腫
135	サルコイドーシス	166	進行性白質脳症	197	先天性大脳白質形成不全症	228	短腸症候群
136	三尖弁閉鎖症	167	進行性ミオクローヌステんかん	198	先天性肺静脈狭窄症	229	胆道閉鎖症
137	三頭筋欠損症	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	199	先天性風疹症候群	230	遅発性内リンパ水腫
138	CFC症候群	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	200	先天性副腎低形成症	231	チャージ症候群
139	シェーグレン症候群	170	スタージ・ウェーバー症候群	201	先天性副腎皮質酵素欠損症	232	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
140	色素性乾皮症	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群	202	先天性ミオパチー	233	中毒性表皮壊死症
141	自己貪食空胞性ミオパチー	172	スミス・マグニス症候群	203	先天性無痛無汗症	234	腸管神経節細胞僅少症
142	自己免疫性肝炎	173	スモン	204	先天性葉酸吸収不全	235	TRPV4異常症
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	174	脆弱X症候群	205	前頭側頭葉変性症	236	TSH分泌亢進症
144	自己免疫性溶血性貧血	175	脆弱X症候群関連疾患	206	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー (Kartagener) 症候群を含む。)	237	TNF受容体関連周期性症候群
145	四肢形成不全	176	成人発症スチル病	207	早期ミオクロニー脳症	238	低ホスファターゼ症
146	シトステロール血症	177	成長ホルモン分泌亢進症	208	総動脈幹遺残症	239	天疱瘡
147	シトリン欠損症	178	脊髄空洞症	209	総排泄腔遺残	240	特発性拡張型心筋症
148	紫斑病性腎炎	179	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	210	総排泄腔外反症	241	特発性間質性肺炎
149	脂肪萎縮症	180	脊髄髄膜瘤	211	ソトス症候群	242	特発性基底核石灰化症
150	若年性特発性関節炎	181	脊髄性筋萎縮症	212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	243	特発性血小板減少性紫斑病
151	若年性肺気腫	182	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	244	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
152	シャルコー・マリー・トゥース病	183	前眼部形成異常	214	大脳皮質基底核変性症	245	特発性後天性全身性無汗症
153	重症筋無力症	184	全身性エリテマトーデス	215	大理石骨病	246	特発性大腿骨頭壊死症
154	修正大血管転位症	185	全身性強皮症	216	ダウン症候群	247	特発性多中心性キャスルマン病
155	ジュベール症候群関連疾患	186	先天異常症候群	217	高安動脈炎	248	特発性門脈圧亢進症

249	特発性両側性感音難聴	280	肥厚性皮膚骨膜炎	311	閉塞性細気管支炎	342	メビウス症候群
250	突発性難聴	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	312	$\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症	343	メンケス病
251	ドラベ症候群	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	313	ベーチェット病	344	網膜色素変性症
252	中條・西村症候群	283	肥大型心筋症	314	ベスレムミオパチー	345	もやもや病
253	那須・ハコラ病	284	左肺動脈右肺動脈起始症	315	ヘパリン起因性血小板減少症	346	モワット・ウイルソン症候群
254	軟骨無形成症	285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	316	ヘモクロマトーシス	347	薬剤性過敏症症候群
255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	317	ペリー病	348	ヤング・シンプソン症候群
256	22q11.2欠失症候群	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎	318	ペルーシド角膜辺縁変性症	349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
257	乳幼児肝巨大血管腫	288	非典型型溶血性尿毒症症候群	319	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
258	尿素サイクル異常症	289	非特異性多発性小腸潰瘍症	320	片側巨脳症	351	4p欠失症候群
259	ヌーナン症候群	290	皮膚筋炎/多発性筋炎	321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	352	ライソゾーム病
260	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B関連腎症	291	びまん性汎細気管支炎	322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	353	ラスムッセン脳炎
261	ネフロン癆	292	肥満低換気症候群	323	発作性夜間ヘモグロビン尿症	354	ランゲルハンス細胞組織球症
262	脳クレアチン欠乏症候群	293	表皮水疱症	324	ホモシスチン尿症	355	ランドウ・クレフナー症候群
263	脳腱黄色腫症	294	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)	325	ポルフィリン症	356	リジン尿性蛋白不耐症
264	脳内鉄沈着神経変性症	295	VATER症候群	326	マリネスコ・シェーグレン症候群	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
265	脳表ヘモジデリン沈着症	296	ファイファー症候群	327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	358	両大血管右室起始症
266	膿疱性乾癬	297	ファロー四徴症	328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
267	嚢胞性線維症	298	ファンコニ貧血	329	慢性血栓性肺高血圧症	360	リンパ脈管筋腫症
268	パーキンソン病	299	封入体筋炎	330	慢性再発性多発性骨髄炎	361	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
269	バージャー病	300	フェニルケトン尿症	331	慢性膀胱炎	362	ルビンシュタイン・ティビ症候群
270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	301	フォンタン術後症候群	332	慢性特発性偽性腸閉塞症	363	レーベル遺伝性視神経症
271	肺動脈性肺高血圧症	302	複合カルボキシラーゼ欠損症	333	ミオクロニー欠神てんかん	364	レチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
272	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	303	副甲状腺機能低下症	334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
273	肺胞低換気症候群	304	副腎白質ジストロフィー	335	ミトコンドリア病	366	レット症候群
274	ハッチンソン・ギルフォード症候群	305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	336	無虹彩症	367	レノックス・ガストー症候群
275	バッド・キアリ症候群	306	ブラウ症候群	337	無脾症候群	368	ロスモンド・トムソン症候群
276	ハンチントン病	307	プラダー・ウィリ症候群	338	無 $\beta$ リポタンパク血症	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
277	汎発性特発性骨増殖症	308	プリオン病	339	メープルシロップ尿症		
278	PCDH19関連症候群	309	プロピオン酸血症	340	メチルグルタコン酸尿症		
279	非ケトーシス型高グリシン血症	310	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	341	メチルマロン酸血症		

(※) 旧対象疾病番号 159 (神経フェリチン症) は対象疾病番号 264 (脳内鉄沈着神経変性症) に統合。

## 〈4〉就学や就労に関すること

### (1) 就学相談、教育に関する相談

#### 概要

特別な支援を必要とする子どもの就学（特別支援学校への入学・転学、小中学校及び義務教育学校の特別支援学級及び通級指導教室への入級・退級）や教育に関する相談、いじめや不登校など学校生活についての相談、子どものしつけなど家庭生活に関する相談などを受け付けています。

また、小中学校及び義務教育学校の不登校児童生徒の社会的自立に向け、個々の状況に応じた支援をする教育支援教室「フレンドリールーム」を設置しています。

#### 問い合わせ先

大分市教育委員会 大分市教育センター 教育相談・特別支援教育推進室（エデュ・サポートおおいた）  
電話：533-7744

### (2) 大分市相談支援ファイル「つながり」

#### 概要

障がいや病気の有無にかかわらず、支援や配慮を必要とする幼児児童生徒の情報を整理して、家族をはじめ関係機関の方々が共通理解をして、生涯にわたる継続的な支援に役立てるものです。詳しくはお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

大分市教育委員会 大分市教育センター 教育相談・特別支援教育推進室（エデュ・サポートおおいた）  
電話：533-7744

#### ～通常の学級に進学し、健康面で配慮が必要なとき～

学校では、「保健調査票」を活用し子どもたちの健康管理を行っています。入学後、学校生活を送る上で心配なことがある場合は、保健調査票などで学校に伝え相談しましょう。通常の学校生活や修学旅行等の宿泊行事など、様々な場面での配慮について、保護者の方と一緒に考え対応しています。

心疾患・腎疾患のお子さんで、学校生活において特に運動や学校行事等の活動に制限が必要な場合は、主治医と相談し、必要に応じて「学校生活管理指導表」を提出しましょう。学校生活管理指導表とは、学校生活で想定される様々な運動や活動をどの程度行えるか、主治医が判断し記載するもので、学校が保護者と相談し適切な対応を行うための資料となります。心疾患・腎疾患以外でも、健康面での配慮が必要な場合は、主治医と相談し、学校に知らせましょう。

### (3) 大分市特別支援教育メディカルサポート事業

#### 概要

小中学校及び義務教育学校において、日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が在籍している学校に、訪問看護ステーションから看護師を派遣して、医療的ケアを実施する事業です。

#### 医療的ケアの実施日数

週5日以内（1日につき8時間以内）

#### 対象となる児童生徒

医師の判断及び保護者からの申請による

#### 医療的ケアの範囲

たんの吸引・経管栄養・導尿・その他教育長が必要と認める医療的ケア

#### 問い合わせ先

大分市教育委員会 大分市教育センター 教育相談・特別支援教育推進室（エデュ・サポートおおいた）  
電話：533-7744

## (4) ハローワークでの就労支援

### 概要

ハローワークに**難病患者就職サポーター**を配置し、大分県難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行っています。

### 問い合わせ先

ハローワーク大分 障害者相談窓口（大分公共職業安定所 専門援助部門）電話：534-8684

## (5) その他（小慢受給者証をお持ちの方が利用できるサービスについて）

### (1) 大分あったか・はーと（駐車場利用制度）

障がい・難病・小児慢性特定疾病等により駐車場の利用に配慮が必要な方に大分県が利用証を交付する制度です。利用証の申請が必要です。

<申請の方法>

#### ①電子申請（外出不要・24時間利用可能）

スマートフォン等から大分県庁「あったか・はーと駐車場」ページにアクセスし必要事項を入力し、「**小児慢性受給者証**」の写真を添付し送信してください。  
※後日、御自宅に利用証が郵送されます。

#### ②窓口申請（小児慢性受給者証と申請代理人の身分証明書を持参ください）

<即日発行>

大分県福祉保健企画課（県庁舎別館3階） 電話：506-2591

<後日郵送>

大分県障害社会参加推進センター  
（大分県総合社会福祉会館1階） 電話：558-8797

大分市社会福祉協議会（ホルトホール大分4階） 電話：547-8154

大分市社会福祉協議会 野津原事務所 電話：588-1151

大分市社会福祉協議会 佐賀関事務所 電話：575-3456



### (2) 大分県ヘルプマーク・ヘルプカード

内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることが分からなくても援助や配慮を必要としている方が携帯し、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

手伝って欲しいことや緊急時の対応等を記載することができます。  
なお、配付は無料です。

<配布機関>

- ・大分市障害福祉課  
（大分市役所本庁舎1階）
- ・大分市保健予防課（大分市保健所2階）
- ・大分市内の各支所

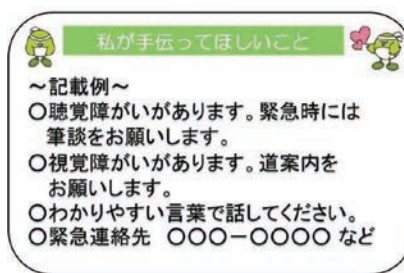
ヘルプマーク



ヘルプカード



カード（おもて面）



カード（うら面）



## Ⅲ 災害時の備え

### ① わが家の防災マニュアル

(問い合わせ先：大分市防災危機管理課 電話：537-5664)

南海トラフを震源とする地震や津波、近年頻発・激甚化している風水害などをはじめ、本市域内では様々な災害の発生が懸念されております。

本市では、市民の皆様に災害について正しく理解し、事前に備えていただけるよう、「わが家の防災マニュアル」を令和5年1月に改訂し、市内全戸に配布いたしております。

地域の災害リスクや、緊急避難場所、避難の際の留意事項などをわかりやすく1冊にまとめておりますので、ご家族で災害対策について話し合ってください。また、地域の防災訓練などで、ご活用いただきますようお願いいたします。



### ② 避難行動要支援者対策事業

(問い合わせ先：大分市福祉保健課 避難行動要支援者対策担当班 電話：585-6022)

災害時に一人で避難することが困難で、何らかの支援を必要とする、要介護者や重度の障がい者などが、災害時に地域の中で必要な支援を受けられるように、避難行動要支援者の名簿を作成しています。

本人の同意を得たうえで、住所や氏名、必要な支援内容などの情報を、平常時から自治委員や民生委員など(避難支援等関係者)に提供し、実効性のある避難支援につなげていくための取り組みを進めています。

#### <同意書の送付>

避難に支援が必要と判断される方に、自身の名簿情報を地域の関係者に提供してもよいか確認するために、本市から同意書を随時送付しています。

同意書を受け取られた方は、名簿情報の地域への提供に「同意する」「同意しない」にかかわらず、同封の返信用封筒で福祉保健課へ必ず返送してください。

\* 同意により、災害時の避難支援が保障されるものではありません。

\* 同意しない場合でも、大規模災害発生時には本市で管理している名簿情報を、安否確認等のため避難所などに提供する場合があります。

#### 《同意書を送付する方》

1. 身体障害者手帳第1種を所持する方
2. 療育手帳A1、A2を所持する方
3. 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
4. 障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定者の方
5. 障害支援区分4～6の認定を受けている障害福祉サービスの支給決定者の方
6. 要介護認定3～5を受けている方
7. 「特定医療費(指定難病)受給者証」および「特定疾患医療受給者証」所持者のうち、業務担当課が指定する疾患の方
8. 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち重症認定者の方



### ③ 日頃からの備え

#### 準備しておくこと（もの）

##### 【身のまわりの準備】

- 自宅の耐震診断を受け、家具の固定等必要な耐震対策を講じておきましょう。
- 寝たきりの患者や精密な機械を使用する患者の周辺は、地震でもものが落下したり、転倒してきたりするとけがや機器の故障につながるので、ベッドの周囲は整理整頓しておきましょう。
- 家の中から避難場所までの避難ルートを決めておきましょう。
- 生活用水を確保するため、浴槽等に水を満たしておきましょう。

##### 【医療・医療機器関係】

- 災害時には、かかりつけの医療機関で治療を受けられるかわかりません。医療情報等を記載した手帳を準備しておく、日頃と異なる医療機関でも適切な治療を受けやすくなります。
- 医療機器の操作や簡単な修理はできるようにしておきましょう。
- 家庭で使用する「たん吸引器」、「アンビューバック（手動式人工呼吸器）」などの医療機器の取扱いについて、家族、ヘルパー等、なるべく多くの人に習熟してもらっておきましょう。
- 中断することができない治療薬については、主治医と相談して、常に手元に1週間分程度が残るよう、計画的な受診を心がけましょう。
- 人工呼吸器、酸素供給器等を使用するために必要な医療材料を確認し、予備を準備しましょう。
- 医療材料は、必ず安全な場所にまとめて保管しておきましょう。
- 消毒薬（布）は、けが以外に、医療機器の清掃等にも使いますので準備しましょう。また、精製水も準備しておきましょう。

##### 【その他】

- 自動車は、緊急時の輸送手段になります。常にガソリンの残量については注意しておきましょう。ガソリン携行缶（金属製）は、ホームセンター等で販売しています。（備蓄するときは、ポリタンクは危険です。）一般的自動車はコンセント交換アダプターを通じ、また、EV・PHV・HVでは車種によっては100V電源コンセントが装備され、そのまま使用できるものがあります。
- 停電に備え、暖房・調理器具等については、電気を使用しないものも準備しておきましょう。カセット式コンロが便利です。
- その他の非常持ち出し品（必要最小限）は、「非常持ち出し袋」に入れ、いざというときにすぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- 災害時の避難に備え、搬送時の留意点をまとめておきましょう。  
(大分県 難病患者のための災害時準備ガイドブックより抜粋)



大分県（健康づくり支援課）のホームページからダウンロードできます。

## ④ 災害用伝言板&災害用伝言ダイヤル

地震等の災害発生時に、被災地へ安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合に提供が開始されるサービスです。

### 災害用伝言板 (web171)

家族等の安全確認がインターネット上で確認できます。

#### 【ご利用できる環境】

インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォン等でご利用できます。

※一部の機種ではご利用になれません

#### 【ご利用料金】

安否確認の登録、閲覧等に伴うサービス利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダー利用料及び、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。

ご利用方法等を案内しています。

<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

※国際電話番号等、入力できない番号があります。

※災害用伝言板 (web171) についても体験利用日に体験をすることが可能です。

#### 登録方法

- 1 <https://www.web171.jp> にアクセス
- 2 画面の指示に従って、文字による伝言を登録してください。

#### 閲覧方法

- 1 <https://www.web171.jp> にアクセス
- 2 画面の指示に従って、文字による伝言の追加登録をしてください。

### 災害用伝言板 (各キャリア別)

携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・スマートフォンの電話番号をもとにして全国から伝言を確認できます。



NTT ドコモ



ソフトバンク



au KDDI



## IV 関係機関（相談・申請窓口）連絡先一覧

### 小児慢性特定疾病情報センター

小児慢性特定疾病の患者さんの治療・療養生活の改善等に役立つさまざまな情報の一元化を図り、小児慢性特定疾病の患者さんやご家族、患者団体等の支援団体及び関係学会等の小児慢性特定疾病に関わる皆さまに、できるだけわかりやすく情報提供する目的で構築されたポータルサイトです。

小児慢性特定疾病情報センターのホームページ <http://www.shouman.jp/>

### 大分県難病医療連絡協議会

事務局 大分県福祉保健部 健康づくり支援課

連絡先 〒 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話：506-2674 FAX：506-1735

### 大分県難病相談・支援センター

地域で生活する難病患者さんやご家族等の日常生活や療養上の不安に対する相談や支援を行います。

**小児慢性特定疾病児童等自立支援員がいます。お気軽にご相談ください。**

場 所 〒 870-0037 大分市東春日町1-1

NS大分ビル2階（アイネスの上の階）

電話：578-7831 FAX：578-7832

電話相談 9時から17時 月～金（年末年始・祝日を除く）

面接相談 事前にご連絡ください。

メール相談 Eメール [nanbyo-o@tempo.ocn.ne.jp](mailto:nanbyo-o@tempo.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://nanbyo-o.server-shared.com/>

### 大分県難病医療ネットワーク相談室

指定難病の方や家族に対しての療養相談や入院、転院先の確保や在宅医療の確保のための連絡調整等を行っています。

場 所 〒879-5593 大分県由布市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地

大分大学医学部附属病院内

電話：097-579-6707 FAX：097-579-6708

電話相談 9時から16時 月～金（年末年始・祝日を除く）

面接相談 事前にご連絡ください。

メール相談 Eメール [nw-nanbyo@joy.ocn.ne.jp](mailto:nw-nanbyo@joy.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://nanbyo-o.server-shared.com/>

### 大分県医療的ケア児支援センターみつわ

県内の医療的ケア児やその家族、支援関係者からの相談をワンストップで受け付けます。

連絡先 〒 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話：090-4052-0750 Eメール [oita.icare.shien@gmail.com](mailto:oita.icare.shien@gmail.com)

## 大分県 福祉保健部 こども未来課 母子保健班

大分県の母子保健に関する総合的な施策を行うところです。

連絡先 〒 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話：506-2672 FAX：506-1739

## 大分市役所内の関係各課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

電話：534-6111（代表）

ホームページ：<http://www.city.oita.oita.jp/>

## 大分市保健所 保健予防課 管理担当班

小児慢性特定疾病医療費助成、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具支給について

〒870-8506 大分市荷揚町6番1号

電話：535-7710

Eメール：[hokenyobo@city.oita.oita.jp](mailto:hokenyobo@city.oita.oita.jp)

FAX：532-3356

## 大分市 障害福祉課

身体障害者手帳や障害者総合支援法等について

電話：537-5658

障害福祉サービスについて

FAX：537-1411

## 大分市 子ども入園課

保育所、認定こども園、幼稚園に関する入所相談等について

電話：537-5794

FAX：533-2165

## 大分市 保育・幼児教育課

医療的ケア児教育・保育事業について

電話：574-6552

FAX：533-2611

## 大分市 子育て支援課

子育て支援、子どもに関する各種手当について

電話：537-5619

FAX：533-2613

### ●大分市子ども家庭支援センター

子どもに関する相談全般、子ども虐待相談など

- ・大分市中央子ども家庭支援センター

電話：537-5688

(大分市城崎町2-3-4 城崎分館内)

FAX：533-5015

- ・大分市東部子ども家庭支援センター

電話：527-2140

(鶴崎市民行政センター内)

FAX：523-1320

- ・大分市西部子ども家庭支援センター

電話：541-1440

(植田市民行政センター内)

FAX：542-2110



## 大分市保健所 健康課

地域の健康づくり、疾病予防、母子保健などの相談支援

### 中央保健センター

(大分市保健所内)

〒870-8506 大分市荷揚町6番1号

電話：536-2517

FAX：532-3250



### 東部保健福祉センター

(鶴崎市民行政センター内)

〒870-0103 大分市東鶴崎1丁目2番3号

電話：527-2143

FAX：521-8806



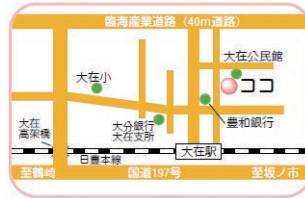
### 大在健康支援室

(大在市民センター内)

〒870-0268 大分市政所1丁目4番3号

電話：574-7681

FAX：592-5238



### 坂ノ市健康支援室

(坂ノ市市民センター内)

〒870-0308 大分市坂ノ市南3丁目5番33号

電話：574-7891

FAX：592-1353



### 佐賀関健康支援室

(佐賀関市民センター内)

〒879-2201 大分市佐賀関1407番地の27

電話：575-2077

FAX：575-1455



### 西部保健福祉センター

(植田市民行政センター内)

〒870-1155 大分市玉沢743番地の2

電話：541-1496

FAX：542-1012



### 大南健康支援室

(大南市民センター内)

〒879-7761 大分市中戸次5115番地の1

電話：574-7791

FAX：597-7752



### 野津原健康支援室

(野津原市民センター内)

〒870-1203 大分市野津原800番地

電話：588-1880

FAX：588-1928



## 大分市教育委員会 学校教育課

市立小中学校、義務教育学校の学区外就学や  
隣接校選択制に関すること

電話：537-5903

FAX：532-2281

## 大分市教育センター 教育相談・特別支援教育推進室 (エデュ・サポートおおいた)

就学や進学、教育に関する相談について

電話：533-7744

FAX：538-3778



◆大分県で活動している小児慢性特定疾病・指定難病の患者会・親の会など

団 体 名	対象疾病等	連 絡 先
一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会 大分県支部	心 臓 病	090-5747-0118 メール satsui02519@gmail.com
公益財団法人 がんの子どもを守る会 九州北支部	悪 性 新 生 物	本部 (相談専用) 03-5825-6312 ホームページより、お問い合わせ フォーム(メール)利用可能
		大分担当 090-8390-0688 facebookあり
大分大学医学部附属病院小児科親の会 BLUE STAR	大分大学医学部 附属病院 小児科にかかる疾患全般	090-8390-0688 メール blue_star_oita@yahoo.co.jp ブログ <a href="http://ameblo.jp/blue-star-oita/">http://ameblo.jp/blue-star-oita/</a>
大分県ダウン症連絡協議会 ひまわり会	ダ ウ ン 症 候 群 他の染色体異常	090-7395-9685 メール tekuteku.n_n.himawari-1978@docomo.ne.jp
公益社団法人 日本てんかん協会 大分県支部(波の会)	て ん か ん	097-527-5443(事務局) メール abe.ayako@agate.plala.or.jp
ヤングウィング・ファミリー (I型糖尿病の親の会)	I 型 糖 尿 病	097-532-2933 メール moehina1013@gmail.com
一般社団法人 全国膠原病友の会 大分県支部	膠 原 病	080-6422-5810
一般社団法人 ヘモフィリア友の会 全国 ネットワーク 大分県ヘモフィリア友の会(分友会)	血 友 病	097-535-8755 メール oita-nanbyouren@marble.ocn.ne.jp (大分県難病・疾病団体協議会)
一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会 大分県支部	筋ジストロフィー	097-535-8755 メール oita-nanbyouren@marble.ocn.ne.jp (大分県難病・疾病団体協議会)
大分IBD友の会	潰瘍性大腸炎 クローン病	097-523-2352 メール aruwatt5010@bun.bbiq.jp ブログ <a href="https://oitaibd.blog.fc2.com/">https://oitaibd.blog.fc2.com/</a>
大分脊髄小脳変性症・多系統萎縮症友の会	脊髄小脳変性症 多系統萎縮症	080-3968-3125(事務局) facebookあり
MGの会	重症筋無力症	080-1776-7452(事務局) メール otani.a@icloud.com
MSつくしんぼ	多発性硬化症	097-578-7831 メール nanbyo-o@tempo.ocn.ne.jp (大分県難病相談・支援センター)
つくしの会 全国軟骨無形成症患者・家族の会 大分県支部	軟骨無形成症	0977-21-6781 メール wat.95yu-m42_si-n71.2tomo825@docomo.ne.jp
大分県医療的ケア児者親子サークル ここから	生活する上で医療ケ アを必要とする児・ 者とその家族	(代表携帯) 090-7164-9751 メール i.care.cococolor@gmail.com

団 体 名	対象疾病等	連 絡 先
認定NPO法人 難病のこども支援全国ネットワーク (全国規模の親の会情報あり)	親の会連絡会参加団体	03-5840-5972
NPO法人 大分県難病・疾病団体協議会		097-535-8755 メール oita-nanbyouren@marble.ocn.ne.jp

作成：大分県健康づくり支援課、大分市保健所保健予防課、大分県難病医療連絡協議会(令和5年11月現在)

発行 令和6年3月

編集 大分市保健所 保健予防課  
〒870-8506  
大分市荷揚町6番1号  
電話 535 - 7710  
FAX 532 - 3356

大分市ホームページアドレス  
<http://www.city.oita.oita.jp/>

